

「ATVK 博覧会」に係る企画等業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

公益財団法人 京都産業 21

「ATVK 博覧会」に係る企画等業務 公募型プロポーザル実施要領

公益財団法人京都産業 2 1（以下、「財団」という。）が委託する「ATVK 博覧会」に係る企画等業務の「優先契約交渉事業者」を決定するに当たり、本業務の委託契約者を下記により公募します。

1. 業務の概要

（1）業務名称

「ATVK 博覧会」に係る企画等業務（詳細は別紙仕様書によるものとします。）

（2）委託期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日まで

（3）委託上限額

4, 8 6 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- （1）過去に募集内容と同種の業務を実施した実績を有し、十分な業務遂行能力を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （3）都道府県税、法人税、消費税又は地方消費税等の滞納がないこと。
- （4）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない法人であること。
- （5）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行っていない法人であること。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させないこと。

3. 公募期間

令和 7 年 8 月 8 日（金）から令和 7 年 8 月 1 9 日（火）

4. 応募方法

本公募型プロポーザルに応募される場合は、業務委託応募申込兼誓約書（様式 1）及び企画提案書等の（「5. 提出書類」）を添付して指定の期日までに事務局へ提出してください。

- （1）提出方法 事務局に郵送（消印有効）または持参により提出してください。
- （2）提出期限 令和 7 年 8 月 1 9 日（火）午後 5 時 郵送の場合消印有効

5. 提出書類

- （1）業務委託応募申込兼誓約書（様式 1）
- （2）会社概要（様式 2）

- (3) 企画提案書（詳細については「6. 企画提案書について」によります）
- (4) 京都府税の滞納がないことの証明書
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ※（4）及び（5）については発行日から3箇月以内のもの（写し可）
- (6) 委任状（自由様式） ※代表者が権限を代理人に委任する場合
- (7) 見積書及び内訳書（様式は自由です。税込みとし委託金上限額以下の金額としてください。）

6. 企画提案書について

企画提案書は、以下のとおりとしてください。

(1) 記載内容

企画提案書（様式は自由です。ただし、以下①から③の内容については必ず記載してください。また、仕様書に示す事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるよう記載してください。）

- ①企画・イベント構成
- ②実施体制
- ③工程表

(2) 作成上の留意点

- ①文字の大きさは、原則として11ポイント以上としてください。
- ②文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とします。
- ③企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問いません。
- ④企画提案書の下段中央にページ番号を付してください。
- ⑤使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けてください。

7. 提出部数

各書類とも正本1部とします。

なお、企画提案書については4部提出してください。

8. 審査及び選定

- (1) 企画提案書等により、別表1の評価基準に基づき評価し、書面審査します。なお、本プロポーザルの審査は、「ATVK 博覧会」に係る企画等業務」公募型プロポーザル評価選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行います。

(2) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者として決定します。

ただし、評価点の総合計が、満点の60%を超える者が無いときは、優先契約交渉事業者がないものとします。

(3) 結果の通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、京都産業21ホームページに掲載します。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに指名停止等に該当する行為を行ったとき

は、当該審査結果を取り消すことがあります。

9. 書面審査について

日 時 令和7年8月21日（木）

10. 契約締結

審査の結果、優先契約交渉事業者として決定した法人と本業務の契約交渉を行います。なお、次のいずれかに該当し、その法人と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとします。

- (1) 「2. 応募資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

11. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとします。

(1) 質疑受付期間

令和7年8月15日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式3）に記入の上、「13. 事務局」に電子メールにて提出してください。

(3) 回答日

令和7年8月18日（月）

(4) 回答方法

電子メールにて回答します。

(5) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問並びに再質問は一切受け付けません。

12. その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出期限以降の提出書類等の追加、修正及び再提出は認めません。
- (3) 提出書類等は、返却しません。
- (4) 発注者は、提出書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しません。
- (5) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとします。
- (6) 次の場合、提出書類等は無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - ④ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

13. 事務局

〒618-0071

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田 30-1

アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都

(公益財団法人 京都産業21 イノベーション統括本部イノベーション推進部 ATVK)

TEL : 075-925-8821

E-mail : atvk@ki21.jp

別表1「評価基準」

区分	評価対象	評価内容	配点
業務実績	企画提案書	同種・同様の業務実績を有しているか。	10
実施方針	企画提案書	目的に合った提案・イベント構成が示されているか。	20
実施体制	企画提案書	本業務の従事者について、適正な人員配置となっているか。	10
実施工程	企画提案書	詳細な業務スケジュールが作成されているか。	10
		受託者と財団との役割区分が明確に示されているか。	10
業務内容	企画提案書	実施内容について、明確な実施方法が示されているか。	10
		仕様書を元に提案者のノウハウと経験を活かして、本業務が最大限の効果を上げる提案となっているか。	30
評価点合計			100